

# 科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第8回／全8回



社会保険労務士  
**山川 靖樹**  
(山川社労士予備校)

## 一般常識

### 【社会保険に関する一般常識】

〔問 1〕 国民健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 保険料滞納世帯主等が、当該保険料の納期限から6か月が経過するまでの間に、保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、特別療養費の支給対象となり、療養の給付等が行われることはない。
- B 特別療養費は、保険料滞納世帯主等に対し、都道府県又は国民健康保険組合が支給する。
- C 保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合でも、当該世帯に属する15歳の被保険者の疾病及び負傷に関しては、特別療養費の支給対象とはならない。
- D 保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合でも、当該世帯に属する被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費が支給される。
- E 保険料滞納世帯主等が、当該保険料の納期限から1年6か月が経過するまでの間に、保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、保険給付は行わない。

## ■ 詳細レクチャー ■

### (1) 特別療養費（法54条の3）

#### 条文

- 1) 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る）又は組合員（「**保険料滞納世帯主等**」という<sup>\*1</sup>）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間<sup>\*2</sup>に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める**保険料の納付に資する取組**（次項並びに第63条の2第1項及び第2項において「**保険料納付の勧奨等**」という）を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き<sup>\*3</sup>、当該世帯に属する被保険者<sup>\*4</sup>が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等<sup>\*5</sup>（次項において「**療養の給付等**」という）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、**特別療養費を支給する**。
- 2) 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が**保険料納付の勧奨等を行ってもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合**においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、**療養の給付等に代えて**、当該保険料滞納世帯主等に対し、**特別療養費を支給することができる**。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。
- 3) 市町村及び組合は、第1項又は前項本文の規定により**特別療養費を支給するときは**、**あらかじめ**、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、**特別療養費を支給する旨を通知するものとする**。

## Advance

○<sup>\*1</sup> その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者援護法による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下「**原爆一般疾病医療費の支給等**」という）を受けることができる世帯主又は組合員を除く。

○<sup>\*2</sup> 第1項の「厚生労働省令で定める期間」は、**1年間**とする。

○<sup>\*3</sup> 第1項に規定する「政令で定める特別の事情」は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む）を納付することができないと認められる事情とする。

1. 世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。